

○ 建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 148 号

最終改正 平成 26 年 3 月 31 日 25 建企第 640 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県が発注する建設工事(建設業第 2 条第 1 項に規定する建設工事という。以下同じ。)の入札の透明性と公正性を図るため、長崎県財務規則(以下「規則」という。)第 97 条に規定する予定価格及び規則第 98 条に規定する最低制限価格並びに長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(以下「低入札要綱」という。)に規定する低入札調査基準価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きの試行を行うために定めるものである。

(対象工事)

第 2 条 長崎県が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担任者とは、知事又は規則第 3 条に定められた事務の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (3) 設計金額とは、設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (4) 予定価格とは、規則第 97 条に規定するものをいう。
- (5) 予定基本価格とは、予定価格の算出の基礎となるものをいう。
- (6) 最低制限価格とは、規則第 98 条に規定するものをいう。
- (7) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (8) 低入札調査基準価格とは、低入札要綱に規定するものをいう。
- (9) 基本価格等とは、最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格(低入札価格工事における予定基本価格、低入札調査基準価格)をいう。
- (10) 予定価格等とは、最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格(低入札価格工事における予定価格)をいう。
- (11) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和 28 年長崎県条例第 1 号)に規定する各組織のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (12) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (13) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成 21 年長崎県条例第 11 号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和 46 年長崎県規則第 35 号)第 26 条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (14) 公開ランダム化とは、第 9 条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(公開ランダム化の告知)

第 4 条 事務所の長は、予め、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知しなければならない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特務役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年長崎県告示第 372 号)の規定の適用を受ける一般競争入札(以下「特定調達契約入札」という。)次の文面を入札公告に記載する。
予定価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

- (2) 前号を除く一般競争入札（試行含む）及び簡易工事応募型指名競争入札
入札公告に記載する。（最低制限価格工事は入札執行通知書様式第1号の9の項、低入札
価格工事は、入札執行通知書様式第1号の2の9の項に掲げる文面を使用する。）
- (3) 抽選型指名競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び通常指名競争入札
入札執行通知書に記載する。（最低制限価格工事は様式第1号の9の項、低入札価格工事
は様式第1号の2の9の項を使用する）

（契約担任者が定める事項）

第5条 契約担任者は、規則第3条又は長崎県決裁規程第9条の規定により、次に掲げる事
項について定めることができる。

- (1) 次号を除く工事（以下「最低制限価格工事」という。）における基本価格等及び予定
価格等の決定に関すること。
- (2) 特定調達契約入札及び国からの受託事業に係る工事等であって、競争参加資格委員会
が認める工事等（以下「低入札価格工事」という。）における基本価格等及び予定価格
等の決定に関すること。

（価格決定者）

第6条 前条の規定にかかわらず、契約担任者は第12条に規定された最低制限価格工事及び
低入札価格工事における予定価格等の決定について、「長崎県財務規則の施行について」
（昭和39年3月24日39出第285号、39財第98号、出納長、総務部長通知）第7の四の
（2）の定めにより知事又は委任若しくは専決権者が指定した者（以下「価格決定者」とい
う。）に行わせることができる。

（基本価格等の決定）

第7条 契約担任者は、入札日前日までに最低制限価格工事における基本価格等（低入札価格
工事における基本価格等）を別に定める方法により決定すると共に、これらを工事毎にラ
ンダム化用電子媒体（以下「電子媒体」という。）に保存し、別途これらの価格を最低制
限価格工事においては基本価格調書（様式A-1）（低入札価格工事においては様式A
- 2）に印刷した後、電子媒体と共に基本価格調書用封筒（様式B）に封書にしておく
ものとする。

（公開ランダム化の周知及びランダム性の確認）

第8条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知したうえで、
入札書の提出を求めるものとする。

2 第9条に規定する公開ランダム化の方法等について、原則として掲示の方法により周
知を図るものとする。

3 入札参加者のうち希望者に対して、職員の電子計算機等（以下「パソコン等」という。）
の操作により、公開ランダム係数が無作為に動作することの確認をパソコン等の入札者
用公表画面（以下「公表画面」という。）を用いて行うものとする。

（公開ランダム化の方法）

第9条 予定価格等は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出さ
れた公開ランダム係数を使用して、次に掲げる方法により作成するものとする。

(1) 予定価格は、契約担任者が定めた予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出する
ものとする。

(2) 最低制限価格は、契約担任者が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて
算出するものとする。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、別表によるものとする。

（基本価格等の確認）

第 10 条 入札執行者及び価格決定者は、第 7 条に規定する基本価格等が入力された当該工事の電子媒体をパソコン等に入力し、パソコン等画面に表示された基本価格等と当該工事の基本価格調書の基本価格等が同一であることを確認しなければならない。

（公開ランダム化の宣言及び実行）

第 11 条 入札執行者は、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言するものとし、価格決定者は、公開ランダム化のためのパソコン等のキーを押し下げ、公開ランダム化の実行を行う。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を、入札参加者のうち希望者には公表画面において確認させると共に、口頭により公表するものとする。

（予定価格等の決定）

第 12 条 価格決定者は、前条の結果に基づき、次の各号に定めるところにより、予定価格等を決定しなければならない。

(1) 最低制限価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（様式第 1 号）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。

(2) 低入札価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（様式第 1 号の 2）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。

2 前項のパソコン等による印字記入にあたっては、入札参加者の目に触れないように注意をすること。

（予定価格等の公表）

第 13 条 開札後、落札者又は長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 19 条に規定する落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、入札会場において、入札執行者は前条の規定により決定された予定価格等（低入札価格工事においては低入札調査基準価格を含む。）を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札執行者の口頭により行うものとし、入札参加者のうち希望者には、公表画面を公表するものとする。

3 ただし、入札が不調に終わり、落札者等がいなかった場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。

4 入札結果等の公表時には、入札結果一覧表に加えて予定価格等の決定経過に係る様式を添付するものとする。

5 前項に規定する様式とは、公開ランダム化において使用するパソコン等画面に表示する発注者用画面を印刷したものをいう。

（入札回数）

第 14 条 入札回数は、1 回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しないものとする。

（パソコン等の障害時の対応）

第 15 条 第 11 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、停電等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合には、基本価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。

3 第 11 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合には、パソコン画面上の予定価格等を手書きにより予定価格調書に記入するものとする。

- 4 第 11 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格調書への印字又は手書き記入することなく、予定価格等に係る事項が消滅した場合には、再度、予定価格等の算定手続きを行うこととする。

（電子情報処理組織による入札手続の特例）

第 16 条 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。）と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札の方法（「電子入札」をいう。）を指定したときは、この要綱に規定する入札手続きのうち、長崎県土木部所管建設工事電子入札要綱に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

附 則

本要綱は、平成 15 年 7 月 1 日より施行する。	（平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 148 号）
本要綱は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。	（平成 16 年 2 月 23 日 15 監第 526 号）
本要綱は、平成 16 年 7 月 1 日より施行する。	（平成 16 年 6 月 30 日 16 監第 159 号）
本要綱は、平成 16 年 9 月 1 日より施行する。	（平成 16 年 8 月 5 日 16 監第 195 号）
本要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 17 年 3 月 23 日 16 監第 522 号）
本要綱は、平成 17 年 9 月 15 日から施行する。	（平成 17 年 9 月 15 日 17 監第 237 号）
本要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 18 年 3 月 27 日 17 監第 539 号）
本要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。	（平成 21 年 6 月 26 日 21 建企第 207 号）
本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 22 年 3 月 19 日 21 建企第 719 号）
本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 23 年 3 月 31 日 22 建企第 713 号）
本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 24 年 3 月 14 日 23 建企第 590 号）
<u>本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u>	<u>（平成 26 年 3 月 31 日 25 建企第 640 号）</u>